

CONTENTS

TOP PAGE 1

- ◆チャイルドライン、全国各地で続々開設中
- ◇子どもの日チャイルドラインに参加して

CLOSE-UP① 2

- ◆チャイルドライン、各地でスタート

市民フォーラムレポート① 2

- ◆「子どもの権利条約東京市民フォーラム」設立！(2000.10.1)

CLOSE-UP② 3

- ◆「奉仕」義務化で、少年事件が解決するのか？

市民フォーラムレポート② 3

- ◆市民の出番！大阪子ども政策フォーラム2000
- ◆子どもの権利条約フォーラム2000 in 群馬だよりvol.3

海外のうごき 4

- ◆第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議（横浜会議）にむけた動き
- ◆講演会レポート
・クレイグ・キールバーガー
講演会（～P5）

国内のうごき 5

- ◆少年法改正を問う
・刑事適用年齢の引き下げについて

前号（51号）訂正とお詫び

特集・イベント報告 6

- ◆子どもの権利条約フォーラム2000プレ企画
「メディアと子どもの権利」

運営委員会だより 8

BOOK GUIDE 8

チャイルドライン、全国各地で続々開設中

2000年5月5日のこどもの日に全国14カ所で実施されたチャイルドラインを核にして、現在全国15カ所〈石川・福井・いわき・千葉・世田谷・国立・三重・和歌山・大阪・神戸・広島・愛媛・大津・兵庫（前出の神戸とは異なる）・名古屋〉で開設中。さらに準備中の所が〈米子・埼玉・武蔵野・佐世保・茨城・京都・福岡・宮城・和泉（大阪）〉の9カ所です。（チャイルドライン支援センター調べ）それ以外にも品川・目黒（すべて東京）などでチャイルドライン実施への動きが見られるようです。

以下では、5月5日のこどもの日にチャイルドラインに参加された久保田さんに、当日の報告とチャイルドラインのこれからについてを、2ページ上段ではせたがやチャイルドライン運営委員の味岡さんに、6月に常設されたせたがやチャイルドラインの5カ月についてを報告していただきました。

子どもの日チャイルドラインに参加して

久保田 邦子（共育を語る会）

全国一斉キャンペーン

チャイルドライン支援センターの呼びかけで、5月5日午前10時から7日午前10時まで、48時間のチャイルドラインが全国14カ所で実施されました。

参加したのは、石川・福井・いわき・千葉・世田谷・国立・三重・和歌山・大阪・神戸・広島・愛媛・大津・東京（チャイルドライン支援センターの特設）です。

目黒区でチャイルドライン設置の可能性を探る「共育を語る会」のメンバーも、東京チャイルドラインの受け手や事務局スタッフとして報告集会（10月27・28日）まで関わる事になりました。また報告書の編集に携わることで各地の状況を知り、私達のこれからの活動に大変貴重な情報を得る事が出来たので、ここにほんの一部をご紹介します。

電話の本数

期間中に全国から寄せられた電話は、2337件（無言電話も含む）。最も件数の多かったのは東京の743件。これは各TV局のニュースなどで東京の電話番号が放送されたり、電話の回線を5本用意した事が影響していると思われます。2番目に多かったのが石川の322件。ここでは、NTTや携帯・PHSなど企業の協力でフリーダイヤルが確保できました。

どの地域もポスター・チラシだけでなく子どもの手に届きやすいカードを配ったり、マスコミの協力や企業からの支援、教育委員会との連携など周知には様々な工夫をされていたようです。

電話の内容

無言電話は全国で1000件近くあり、すぐに切ってしまったものも多かったけれど、じつところの様子を伺っているもの、すすり泣く声やため息だけが聞こえるものなど、どの電話も受け手に取っては後髪を引かれるような思いで受話器を置く結果となりました。

年齢では中高生が圧倒的に多く、性別では小学生までは女子がほとんど。中学生は女子が約51%（東京は55%）。高校生は男子が約65%（同80%）と逆転。電話内容ベスト3は、女子①友達②いじめ③異性。男子①性②いじめ ③友達。東京では、虐待に関するものが8件ありましたが、いずれもかなり深刻なものでした。

10代20代の若い受け手が活躍した地域もありました。同年代の方が話しやすいという子も多いと思いますので、ぜひ広がって欲しいものです。

チャイルドラインのこれから

「どうして2日間しかやらないの」という子どもの声がありました。今回のキャンペーンに参加した各地の感想では、多くの地域が『常設化』の必要性を上げていました。本当は期間限定のイベントでなく、かけたくならいつでも安心してかけられる電話が期待されているのだと思います。

世田谷では6月から毎日午後4時～10時までの常設を始めました。他に4カ所で週1～2回の常設をしています。常設化に向けては人や電話、お金など様々な問題がありますが、子どもたちの成長を支えるための一つの柱としてもっともっと広がってほしいものだと思います。

最後に

今回の『子どもの日チャイルドライン実施報告書』以外にもチャイルドライン支援センターでは、子どもや親が悩みを抱えたときに安心して相談できる全国246団体を網羅した『子どもと親のほっとガイド』。チャイルドラインの活動や理念、社会的な役割が丸ごと分かる『チャイルドラインをつくろう！』を発行していますので、活用して下さい。冊子ご希望の方は、チャイルドライン支援センター（03-3447-9224）までお申し込み下さい。

CLOSE UP ①

チャイルドライン、 各地でスタート

～地域からの子ども救済～

“元祖チャイルドライン”

せたがやチャイルドライン6/1より常設化

味岡尚子（せたがやチャイルドライン運営委員）

日本のあちこちで、実践がスタートした、チャイルドライン。世田谷は、さながら『元祖チャイルドライン』ということになるのでしょうか。

昨年と一昨年、それぞれ2週間試行実施をしました。期間中は、いつでもかけられるようにと24時間体制でした。終わってみると、一昨年は1,069件、昨年は1,253件の電話の数だったのです。

今年は、いよいよ常設化をと準備をしてきました。6月1日の午後4時からスタートしたのです。私達の力量を考え、現実には即したかたちで…ということで、午後4時から10時まで365日と決めました。受ける電話は1台から。年中無休というのは、試行を行った時のように、2週間と

いう限りある中での『無理を承知で』という訳にはいきません。

子どもへの広報は、6月1日を前にして、学校を通してのカード配り。スタートの頃は、1日（6時間）30件位でしたが、だんだん件数は減り、日曜日・夏休みは1日2、3件という日が続きました。

そこで夏休み明けには、ふたたびカードを配布しました。学校交換便に入れてから2日後には、30件～50件電話が入ってきました。この時から電話を2台に増やしておいたのです。

かけてくる電話の中にはおためし電話も含まれていますが（内容はまだ分析していません）友達のこと、いじめのこと、親のことなど、傾向は試行の時とあまり変わりません。けれど、自分自身の内面の問題に関しては、常設化したから多くなっているのかなあという感触をもちました。しかしまだ5ヶ月なので、これからいろいろなことが解ってくるのでしょうか。

（ニューズレター36号・42号と合わせて読んで下さいね!!）

誰かに何か
話したいとき
でも…
親には話せない
友だちには話せない
無視されて
つらいことも
好きになっても
せつないことも
生きてていいのか
迷うことも
そんな話があったら
かけておいで
苦しさは半分に
よろこびは倍に
話をすると
そういうことだよ
ゆかいな話も
助けてって叫びも
私たちがいいのなら
きかせてほしいな
PS 話中にも
あきらめないで
かけてきてね
*子どもに渡したカードのメッセージです。

市民フォーラム・レポート①

「子どもの権利条例東京市民フォーラム」設立！（2000.10.1）

～東京都にも子どもの権利条例をつくろう～

内田 塔子（子どもの権利条例ネットワーク）

いじめや体罰、虐待などに苦しめられている子どもたちを一刻も早く救済し、地域の中で市民が子どもたちとパートナーシップを築きながら子ども参加を実現していくために、全国各地の自治体レベル・市民レベルで子どもの権利条例づくりが進められています。1998年の川西市「子どもの人権オンブズパーソン条例」、1999年の箕面市「子ども条例」、2000年制定予定の川崎市「子どもの人権条例」などは記憶に新しいところです。

東京都でも、「子どもの権利条例」制定にむけた動きがあります。1998年7月には、東京都児童福祉審議会が子どもの権利の救済制度として第三者機関の設置と子どもの

権利条例制定について提言しました。1994年4月には、東京都青少年問題協議会（生活文化局所管）も、子ども救済のための第三者機関の設置と総合的な条例制定について答申しました。このような動きを受けて、福祉局・生活文化局・教育庁・総務局の各局にまたがる庁内検討会である「子どもの権利条例（仮称）研究会」が設置され、条例づくりをめざした検討が始まっています。

他方で、石原知事のもと、1999年11月には、「心の東京革命」取組み方向素案が出され、2000年8月にはその「行動プラン」が提案されています。「子どもの権利条例」に逆行する取組みが精力的に進められようとしています。

このような東京都の状況を踏まえ、子どもの権利条例づくりへの参加を目的として10月1日は設立されたのが「子どもの権利条例東京市民フォーラム」です。東京市民フォーラムでは今後、「心の東京革命」等の都政の動きを注視しつつ、各地の子ども権利条例づくりの経験と蓄積を踏まえながら、市民の側から積極的に「東京都子どもの権利条例」づくりに参加していきます。具体的には「子どもの権利条例」に関する情報・経験・意見交流のための集会、学習会などの開催、情報ネットワークづくりなどの活動を行っていく予定です。詳しくは、東洋大学社会学部森田明美研究室（TEL 03-3945-7481）まで。

去る9月22日、森首相の私的諮問機関である教育改革国民会議の中間報告が17の提案としてまとめられ、首相に提出された。首相が強く望んでいた「教育基本法改正」問題は、「国民的な議論が必要」と述べるにとどまった。その結果次期国会での改正案提出の線はなくなったが、首相の好きな「滅私奉公」的な「奉仕」活動の義務化が中間報告の提案どおり小・中・高校に導入されれば、実質的には教育基本法の理念の修正となり、将来の基本法改正に道を開くことになる。

教育基本法は、「個人の尊厳」（前文）、「個人の価値」（1条）を基本的な理念の一つとしているが、個人中心で、社会・国の全体や「公」の視点が弱い、という批判から改正が求められてきた経緯がある。そのような改正を望む背景には、「みんなのために」という奉仕精神が身につけば、人を傷つけたりする少年犯罪が抑制できる、との考え方が見え隠れする。

では、いまの少年事件が「みんなのために」的発想の奉仕活動の強制で解決するのか。今年続発した17歳の諸事件を通して強く感じるのは、彼等の「自己の存在感の危うさ」である。現実の生活の中で自己の存在感をもてず、いわば「不在感ストレス」を背負いつつ、苛立ちや苦悩を抱えた子ども、若者たち。子どもの権利条約に即して言えば、子どもの権利としてのアイデンティティの危機である。そのような現状認識に立つと、滅私的「奉仕」の押しつけは、

ますます子どもたちの「自己不在感」を募らせるだけだと思う。

教育基本法の改正理由の一つとして「個人主義」がやり玉に挙げられているが、では戦後50余年、学校や家庭、地域社会で本当に子どもを「個人」として大切にしてきたのであろうか。親の手抜き「わがまま」放任ではなく、子どもを一人の人間として尊重し、その尊厳と個人の価値が尊ばれ「人格の完成」が図られていたとしたら、今日のような事態は生まれてこなかったような気がする。

わたしには、今日の少年事件から教育基本法の改正へと連想するのは誤りだと思う。むしろ、教育基本法の考え方が浸透していないことに問題がある。それは、戦後、日本の文教政策がむしろ教育基本法の理念を形骸化させてきたことにもよるが、それだけでなく、一方で「個性尊重」をうたいつつ、他方「みんな同じがいい」という発想が同居していることに無自覚なまますごしてきた学校現場にも責任がある。そういえば、国民会議も、中間報告の冒頭で「『それでも同じに』では、結局、一人ひとりの個性の発揮を停滞させ」といつつ、もう一方では、「小・中学校では2週間、高等学校では1ヶ月間、共同生活を行う」「満十八歳の国民すべてに一年間程度…奉仕活動を義務付けることを検討する」と全国画一的な奉仕活動の義務化を無頓着に言っている。教育基本法をもう一度読みなおして見ませんか。

市民フォーラム・レポート②

市民の出番！
大阪子ども政策フォーラム2000
～子どもの権利の推進に向けて
子ども施策の課題を出しあおう！～

木村 恵子（子ども情報研究センター）

大阪に在住するすべての子どもの権利実現のための施策推進を求めて、10/6「大阪子ども政策フォーラム2000」（呼びかけ／子ども情報研究センター）を開催。13市民団体からの意見発表と「川西市子どもの人権オンブズパーソン」の堀正嗣さんからの特別報告、そして意見交流を行いました。

各団体の問題提起から、子どもへの権利侵害はなお厳しく、しかしながら権利侵害への社会の認識が極めて弱いことが、今改めて浮き彫りになりました。その中で、市民による子どもの声を聴く相談活動や権利侵害を解決しようとする努力が様々に行われていることを交流、問題を克服していくための具体的な提案も多く出されました。

今後の子ども政策には、こうした市民・民間団体が担ってきた子どもの権利擁護活動の実績をバックアップし、さらにすべての子どもたちに行き届くシステムをつくることが求められています。そのためには、権利擁護の拠り所となる「大阪府子ども権利条例」の策定が重要であり、その過程においては、子ども・市民の参画が大切であることが確認されました。

「大阪府子ども総合ビジョン」の目標年次を前に、各団体から提出されたレポートを整理し、政策提言として大阪府及び府内自治体に提出する予定です。次回フォーラムは11/17「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」策定の取り組みについて吉永省三さんに話していただきます。

子どもの権利条約フォーラム2000 in 群馬だより vol.3

植原 俊子（現地実行委員長）

◇第4回学習会・不登校から見てきたもの

去る9月10日、「バスの会」という不登校児のサークル活動を展開している方々が中心になって、100名をこえる参加者のもと学習会を開きました。

中学3年間不登校で、今は大学生の青年が「ずっと学校にとらわれていて、とらわれなくなったりと、今もそのくりかえしですが…学校に行かないと、オレはもうだめなんだ…母はヒステリイ起こすし、家庭はぐちゃぐちゃになって…」

またある母親は「子どもが不登校になって、学校からは責められ、「子育て失格者」という扱いを長い間受けたきた」「オヤジの会」の父親は「でも…今だに揺れている」と心の内を率直に語って下さった。

私は、学歴社会にはじかれた子どもや親の悲鳴は私たち自身の押し殺してきた声ではないかーと深い感銘を受けました。

◇第5回学習会・親の子育てと子どもの権利条約

10月15日、子どもの権利条約研究の草分け的存在である、法政大教授永井憲一先生を迎えての講演会を実施しました。ご出身が地元高崎だということで和やかな雰囲気盛況でした。

ユーモアな話っぷりで権利条約が生まれた理念から話を起こされ、条文解釈が実に分かりやすく、あっという間の2時間でした。

◇11月25日（土）26（日）当日フォーラムに向けて

これまでの5回の学習会を通して、子どもの問題状況がどんどん見えてきました。「子どもの権利を考えることが、この状況を切り拓くキーワードである」と思います。

どうぞ草深き上州ー高崎へおでかけ下さい！！

海外の うごき

第2回子どもの商業的性的搾取に反対 する世界会議(横浜会議)にむけた動き

～子ども・若者参加を中心に～

要 友紀子 (エクパット・ジャパン・関西・ユース)

来年12月に横浜で、日本政府・国際エクパット・ユニセフの共催による「第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が開かれる。10月には国会議員・関係省庁・NGO代表らで構成される国内委員会が外務省の呼びかけで発足した。

横浜会議で期待されるのは「子ども・若者参加」である。前回のストックホルム会議(1996年)で採択された行動綱領では「子どもの権利の唱道者としての青年及び子どものネットワークを確認あるいは設置し、支援する。また、子どもを、その発達能力に応じ、彼らに関する政府及びその他の計画の開発及び履行に参加させる」とされ、子どもの性的搾取をなくすための子ども・若者の参加を求めている。

ストックホルム会議では若者グループを設置しただけで、国内企画委員会には参加できなかったが、行動綱領で「子ども・若者参加」の重要性を確認した後、この精神に基づいてIYPPPという若者の国際組織ができた。このIYPPPが中心となって実施したのが今年5月にマニラで開かれた世界若者会議である。このマニラ若者会議は、当事者やサポーターとしての子ども・若者同士がエンパワーメントし合い、必要な情報や救済手段を要求していくための重要な場になるとともに、あらゆる段階における子ども・若者参加によってファシリテーターの養成とネットワークの確立を実現した。

したがって横浜会議では、ストックホルムの行動綱領の各国における実施状況の検証と、マニラ若者会議の成果を踏まえた、継続的な若者参加を果たさなければならない。そのためには、単なる会議そのものへの若者の参加のみならず、国内委員会を含む横浜会議準備過程からの子ども・若者参加が不可欠で、少なくとも子ども・若者の運動グループ代表及びマニラ会議の議論を共有した若者がこれまでの自分たちの活動成果を十分に発揮できるよう、運営・企画・立案構成員として認められるべきだろう。

ただ、ここでの子ども・若者参加の権利性は、子ども・若者という理由だけで大人と対等な参画・意見表明権が認められないときに初めて発生する。子ども・若者であっても大人同様、自発性など活動内容を評価・検討されてしかるべきだろう。一方、当事者性は、重視すべき反面、被害者がどうしても運動の矢面に立たされる(自分の被害者性を語らせられる)実態への配慮が望まれる。

※エクパット・ジャパン・関西の新刊『約束を果たすために』(¥1000)……ストックホルム会議再録、マニラ若者会議のためにユースメンバーがつくったナショナルレポート、翻訳した国際エクパットの資料などが満載!! お求めは、ykaname@mb.infoweb.or.jp または TEL/FAX 03-3530-9063まで!!

講演会

レポート

クレイグ・キールバーガー講演会

(2000年10月4日(水) カナダ大使館シアターホール)

報告/安部芳絵 (子どもの権利条約ネットワーク)

子どもの力で世界を変える、そんなことを実際にやってのけたのが現在17歳のクレイグ・キールバーガー君です。12歳の頃、フリー・ザ・チルドレンを設立。以来、児童労働の現状調査のためパキスタンなど南アジアを訪問し、厳しい状況にある子どもたちの現実に触れ、その状況を世界中に訴えてきました。クレイグ君は、児童労働は大きな問題ですが、少しのことからでも社会を変える事ができる、といいます。

また、クレイグ君は開発国でも先進国でも子どもの権利に関するギャップが見られる、といいます。開発国では児童労働に象徴されるように「あまりにも多くの責任を背負っているが、権利のない」状態にあります。一方で、先進国では権利が保障されているように見せかけられています。が、実は「子どもたちの声は社会へ届かず、責任もほとん

どない、つまり社会での役割が少ない」という現実があります。

日本では「17歳=少年犯罪」というイメージがメディアによって浸透してきましたが、その17歳であるクレイグ君は、来日中に法務省を訪問しました。少年法改正については「罪を犯すのにはそれぞれに理由があり、厳罰化で問題は解決するのだろうか?むしろ社会参加こそ、問題を解決する糸口になるのではないか」とコメントしました。

リーダーシップやコンフリクト解決の技術、権利などを身につけることも重要であり、市民としての子ども参加が求められています。



国内の うごき

少年法改正を問う

刑罰適用年齢の引き下げについて

網野利夫 (全司法)

私は家庭裁判所調査官をしています。少年法は非行少年の立ち直りとそれによる社会の防衛を中心とするとの認識のもとに仕事をしてきました。刑罰適用年齢を14歳まで下げるのには反対です。

刑罰の中の懲役は作業をおこなわねばなりません。中学生にそうするのは憲法・教育基本法に抵触します。法案は16歳までは刑罰を受けても少年院で矯正教育をすることができるとしました。法案自体が、14、5歳に刑罰を受けさせるのには無理があるのを認めたわけです。

現在、家裁の運用では、交通事件につき罰金目的の刑事処分が多用されています。中学生の無免許運転への罰金は有害無益です。一般事件では立ち直りの可能性を考えて、刑事処分を厳しく選別しています。調査官も、刑事処分相当との意見は何年かに一度出すくらいです。中学生で非行性の進んだ少年は、幼少時から劣悪な環境で育った者が多いです。突然に重大事件を発生させる少年は性格の隔たりが大きい者でしょう。ともに刑罰でなく矯正教育が適切です。たとえ法案が成立しても、14、5歳で実刑となる少年はごく少数でしょう。

このように無理があり、対象がごく少数と思える法案を実現させようとしているのは他に目的があるからです。非

行をする前の予防という目的と、少年一般を対象とした規範意識の強化という目的では、後者が本命です。ただ、少年たちがつかまるのを心配するのは行為後です。法の存在は予防には役立ちません。

規範意識は幼少期からの親の監護、社会の「規範」に則った動きから身につけていくものでしょう。ですから、立案者の思い通りの目的は達成されないでしょう。しかし、立ち直りとそれによる社会の防衛を中心とした少年法が、中心は変わらないとしても変質するのは確かです。

見逃せないのは、規範意識の強化をはかる動きは、憲法・教育基本法の動きと連動していることです。その旨の法相の発言が本年10月11日付朝日新聞に掲載されました。法相は「社会全体の規範意識、責任と義務、個と公の関係」に言及しましたが、権利に言及したとの記載はありませんでした。「滅私」とまではいかなくても、「私」が大切にされない方向にいくのかと心配です。とにかく、法案が青少年対策の中でどう位置づけられるのかの検討をする必要性を法相は私に気づかせてくれました。

クレイグ・キールバーガー講演会に参加して

和泉 摩衣子 (17歳 高校2年生)

私は去年行われた、子どもの権利条約フォーラムで“Free The Children”と出会う機会がありました。私と同じ年の少年が世界中の子どもたちに、手をのばしているという事実を知り、私はとても驚きました。

それは、私が社会的問題点でもある“児童労働”を知らなかったのではなく、“貧しい国では沢山の子どもたちが、学校にも行けず、家族を守るために、働いている”という事が、テレビなどで小さい頃から固定観念としてあったような気がします。

今回、クレイグ君の話を聞かせてもらって、私は大きなショックを受けました。自分より幼い子どもが、体中にたくさんの傷を作り、大人からはまるで、奴隷のように働かされ、さらに大人から暴力を受けている。

子どもには、無限の夢、そして、無限の才能があり、その夢や才能をのばす環境が必要なのではないでしょうか。

現在、“Free The Children”などの活動により、世界で60万人の子どもが、学校に通えるようになったそうです。

私達は今、この瞬間も幼い命が危険にさらされ、それでも自由を求めている子どもたちの声に、もっと耳をかたむ

け、協力し合うべきなのではないでしょうか。そして、この事実をきちんと受けとめられる心が、私たち一人ひとりに必要なんだと感じました。



訂正とお詫び

前号(51号)に以下のような誤植がありました。訂正してお詫び申し上げます。

* P 2 上段左「富山県小杉町の取り組み」

4段落3行目 「加わって、主体となる～」以降削除。

大変ご迷惑をおかけしました。どうもすみませんでした。

(編集担当)

* P 2-3 CLOSE-UP タイトル

誤: 「地域からの子どもの権利条約づくり」

正: 「地域からの子どもの権利条例づくり」

子どもの権利条約フォーラム2000プレ企画 「メディアと子どもの権利」

企画：子どもの権利条約ネットワーク

協力：チルドレンズ・エクスプレス東京支局

「メディアと子どもの権利」報告

2000年9月24日（日）国立オリンピック記念青少年総合センターにて、子どもの権利条約フォーラム2000のプレ企画として「メディアと子どもの権利」と題したイベントが行なわれました。このプレ・フォーラムはパートナー団体であるチルドレンズ・エクスプレス東京支局のメンバーとCRCネットの子ども会員が中心となって企画運営しました。

<ラウンドテーブル>

前半はアメリカ大統領選挙の取材の様子を、ラウンドテーブル形式で報告しました。CEの記者になったきっかけや、実際の大統領選挙の取材で楽しかったこと、大変だったこと、アメリカと日本の選挙システムの違いなどを報告しました。フロアからの質問には、メンバーの中で意見の相違がみられたり、日頃の活発な意見交換が目につくようでした。後半はあらかじめ希望によってふりわけたグループに分かれてディスカッションを行ないました。



<グループ・ディスカッション>

『少年犯罪』担当：飯塚信吾（感想）／柳田正芳（内容）
＜内容＞夏休みに派手な格好をしていたらある疑いをかけられた、という体験から、メディアの報道の仕方が「10代＝凶悪」の考え方を社会に広めているのでは、とこのテーマを選び、少年犯罪のイメージやおとなと子どもの「子ども観」の違いなどを議論しました。
＜感想＞少年犯罪の責任は誰にあるのか、と聞かれたら自分は「誰でもない」と答える。これは悪い人がいない、といっているのではなくみんなの責任であるからだ。そんな思いでこのディスカッションをした。その結果、参加者の年齢によってこの問題はアプローチが違うと感じた。

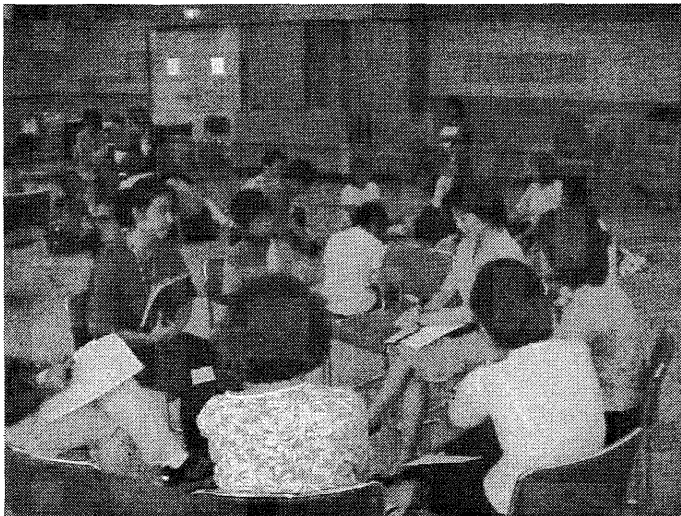


『夏休みに宿題があるべきか』

担当：高野阿弓（感想）／熊倉ひろみ（内容）

＜内容＞夏休みの宿題はどうだったか、おとなには昔を思い出してもらい話合いました。アメリカでの例もだしながら、遊ぶ権利や休む権利の話、自分でやりたい勉強を選ぶこともでたらいいなあ、などという意見もでした。自分らしい夏休みを過ごすためにも情報が必要である、という意見もありました。

＜感想＞私は宿題をイヤだと思いながら義務のようにやっていました。きっとみんなもこのような経験があると思ってこのテーマにしました。みんなに共感したところもあって、いつも話すのはCEのメンバーだけなのですが、今回は一般の方の意見が聞けてすごくよい経験になったと思うし、参考になりました。



『幸せになるにはどうしたらいいの？ …幸せになる方法（コツ）教えます！』

担当：前田海嘉（感想）／林大介（内容）

＜内容＞まず、はじめに自己紹介を兼ねて参加者それぞれから「どんな時に幸せを感じるか」を話してもらいました。「幸せ」といってもひとそれぞれで、話を深めていくにつれて、幸せになるためにはどうしたらいいの、へと広がりました。参加者の中で意見が一致したのは、幸せになるためには自分のことが好きにならなければならない、ということでした。

＜感想＞「幸せだと思うときはどんなときですか？」と聞くとあまりにも違った答えがかえってきて驚きました。幸せになる「コツ」では、「自分を好きになる」以外に「赤ちゃんになる」ということで答えがまとまりました。少しずつの幸せを大切に、人も一緒に幸せにしていけるような人間になっていけたらなぁと思いました。

『私の居場所ってどこだろう？』

担当：吉田雪絵（内容・感想）／佐藤美沙

＜内容＞自己紹介の時に、「自分が一番安心する居場所はどこ？」という質問に答えてもらいました。その後、子どもたちが求めている居場所はどのような場所なのか、また、そのための情報が今のメディアで十分に提供されているのかを考えました。メディアに頼るのではなく、自分から情報を得ることが大切だ、のような意見がでました。

＜感想＞1人1人の正確が違えば、「自分が安心する場所」が違って当たり前。こんなにも簡単なことを早く自分も気づいていれば、いろいろなことに追い詰められなくていいのではないかと、思いました。子どもの近くにいる誰かが手助けをしてあげることも大切なことなんだな、と思いました。今回のプレ・フォーラムはとても楽しかったです。

『なぜ人は人を殺してはいけないのか』

担当：土田朋水（感想）／神 陽子（内容）

＜内容＞アメリカでの取材の際に、「なぜ人は人を殺してはいけないのか」という問いに答えられなかった経験をもとに、意見交換を行ないました。その理由については様々な意見が出されました。自分の命と引き換えなら人を殺してもいいのか、などと参加者からも問いが寄せられ、結果的には話合いの前後で違う考えになった人もいたようです。

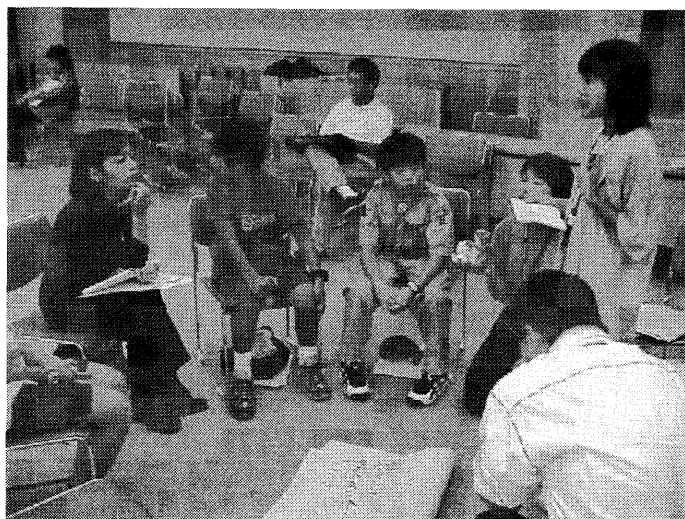
＜感想＞この質問には参加者それぞれの理由があった。みんなが自分の考えをもっていることに僕は嬉しかった。この質問、誰でも一度は自問したことがあるのではないだろうか。「人を殺しても何も生み出さない」というのが僕の答えだ。人を殺したところで何か生み出したとしてもそれは哀しみだけじゃないのか？

『身近な話題をニュースにしよう！』

担当：那須香沙梨（感想）／安部芳絵（内容）

＜内容＞小学校で「思いこみ」から生じたある事件を話し、次に参加者の身近な「現場」で同じような問題があるかどうかを聞きました。参加者の抱える問題は様々でしたが、そこには「客観的事実を直視していなかったから生じた」という共通項がありました。身近な話題も客観的に見ていくことで誰もが記者になれることに気づいた話し合いでした。

＜感想＞私はCEの記者になったばかりで、記者って特別なことのように考えていたけど自分の「現場」から問題を一生懸命考えて発言している人たちはみな記者なんだということに気づいた。話し合いの大切さも心に残った。私はこれからたくさんの記者たちに会いたいと思った。



プレ・フォーラムの詳しい報告は、『プレ・フォーラム報告集』でご覧になれます。送料込み100円でご希望の方に配布しますのでご希望の方は子どもの権利条約ネットワーク事務所までお問い合わせください。



運営委員会だより

何かとイベントが目白押しのこの季節。運営委員は子どもの権利条約ネットワーク（以下、CRCネット）以外でも活動している行動派（！？）が多く、様々なイベントを掛け持ちしています。もちろん、CRCネットでも第1期学習講座を終えたと同時に、次はプレフォーラム、そして子どもの権利条約フォーラム2000とイベントが続きます。そうした中、先日行われたプレフォーラムでは、CE東京支局のメンバーをはじめ、10代20代（の運営委員）の活躍が目立ちました。そのためか、企画会議でも斬新なアイデアが繰り広げられ、これからの活躍が期待されるそうです。しかし当日の参加者はそれほど多くはなく、子ども・若者の声を伝えていくための力がまだまだ不十分だということも改めて認識しました。

さて、子どもの権利条約ネットワークは、このニュースレターが皆様のお手元に届いて数週間後の11月17日に、設立9年を迎えます。子どもの権利条約があまり知られていなかった頃から権利条約の批准を政府に求め、その存在と精神を社会に訴えて、9年が経つことを考えると、想いはひとしおです。

そこで、運営委員会では、設立10周年を迎える来年度に、何か記念したイベントを行おう！！、と考えています。先日の運営委員会で10周年企画についてのブレインストーミング（実現可能性を問わずとにかく意見を出し合うこと）を行ったところ、「記念講演」「国際シンポジウム（子どもの権利委員を招く、アジアの子どもとの交流など）」「ジュネーブスタディーツアー」「CRCネットグッズの作成・販売」などなど、様々なアイデアが出ました。

来年度の活動方針に盛り込む予定のため、今後の運営委員会で検討していきますが、皆様も「CRCネット10周年企画」を企画してみませんか？「私たちの町での条約学習会」「会員同士の意見交換・交流」など、東京周辺だけではなく、全国の会員が何らかの形で関わられるようなオリジナリティーあふれる提案をお待ちしています。

また、「CRCネット10周年企画」に先立ち、2000年度第2期学習講座についても準備をすすめています（2001年2月～3月を予定）。こちらへの皆様のご協力・参加もお待ちしています。

（CRCネット運営委員会）

☆ボランティアスタッフ募集！！

子どもの権利条約ネットワークでは、活動を支えてくださるボランティアスタッフを募集しています。ニュースレターを読

むだけではなく、子どもの権利保障をすすめていくために、学習講座の企画や実施の手伝い、記録集の作成、子どもの権利に関するデータ入力など、できることから活動をはじめていきませんか？

☆運営委員会に参加しませんか？

運営委員会は、情報交換会を兼ねて、原則として毎月第1月曜日の夜に開催されています。会員のオブザーバー参加は自由で、常時参加している会員の方もいらっしゃいます。是非一度ご参加を。詳しくはどちらも、事務局までお問い合わせ下さい。

BOOK GUIDE 〈3〉

☆『国際化時代の人権入門』監修：日高六郎

編集：神奈川人権センター
（神奈川人権センター、1997、2000円）

人権関係の諸問題がせーんぶコンパクトに1冊にまとまっている本で、手軽に人権全般を見渡せて便利。全13章の中の1章分が子どもの人権にあてられています。子どもの人権だけでなく広く視野を保つのに便利。

☆『いじめに立ち向かうキッズスケープ・トレーニング・ガイド』

著者：ミッシェル・エリオット
ジェーン・バトリック

訳：平野裕二
（アドバンテージサーバー、1997、2996円）

いじめを克服するためにイギリスで生み出されたマニュアルの翻訳本。この本は、イギリスの200万人を超える子どもや若者たちに活用されていて、しかも、すぐ使える実践的なガイドであり、明日からでも活用することができます。アクティビティがたくさん出ているので、ぜひ試してみてください。

子どもの権利条約 のこれから

—国連・子どもの権利委員会
（CRC）の勧告を活かす

●子どもの人権連・反差別国際運動
日本委員会編

本体価格1714円＋税

学校でとりくむ 子どもの権利条約

—国連・子どもの権利勧告を活かす

●子どもの人権連・学習研究委員会編

本体価格762円＋税

エイデル研究所 東京都千代田区九段北
4-1-11 原鉄ビル5F
TEL 03-3234-4641

日本評論社

新解説 子どもの権利条約

永井憲一・寺脇隆夫・喜多明人／編

四六判 1800円

いま日本では、子どもの権利条約はどのように活用されているのか。各条文の意義や現状が各分野で活躍する第一人者の解説によって明らかに。好評だった旧版を再編集し、21世紀に向けて条約実現への指針を提供するグレイド・アップ版。



豊島区南大塚3-12-4 電話03-3987-8621 [価税別]

「子どもの権利条約」No.52

2000年10月15日発行

★発行（隔月刊）

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒105-0022 東京都港区海岸1-6-1-831

TEL 03-3433-7990

FAX 03-3433-7369

（事務所受付時間／月・金13:00～18:00）

ホームページ

<http://www.ne.jp/asahi/crc/network/>

★発行人 喜多明人

★編集人 内田塔子

★年会費 4000円 学生2000円

18歳未満1000円

定期購読4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント